岩手県農福連携応援マークの使用に係るQ&A

Q１：農福連携応援マークの使用を申請できる者を障がい者就労支援事業所（以下「事業所」という。）としたのはなぜか。

A１： 農福連携の取組は、農林水産業者が事業所に作業の一部を委託する方法のほか、農林水産業者が直接障がい者を雇用したり個人の障がい者に作業を委託するなど、多様な方法で行われていると承知しています。岩手県農福連携応援マークに関しては、農福連携の取組を広くお知らせすることで、障がい者の就労活動の場を広げ工賃向上の取組を支援する観点から、交付対象を障がい者就労支援事業者が関わったものに限定させていただくものです。

Q２：事業所に作業工程を委託するなど福祉との連携により生産した作物等であっても、農林水産業者（生産者）は応援マークの申請ができないのか。

A２：農林水産業者（生産者）が応援マークの申請者となることはできませんが、農林水産業者が事業所に作業工程の一部を委託しているような場合には、当該作業を受託した事業所が申請することにより、収穫された作物等に応援シールを使用することができます。

Q３：事業所が農林水産業者から作業工程の一部を受託する場合、どの範囲が応援マークの交付対象となるのか。出荷する際の包装紙の印刷を事業所が受託するような場合も対象となるか。

A３：農林水産物に係る生産から出荷までの作業の一部に障がい者が直接関わったものを対象とします。出荷する際の梱包（袋詰め）作業を受託する場合は応援マークの対象としますが、出荷のための包装紙等の印刷を受託する場合は対象となりません。

Q４：応援マークは、商品ごとに申請する必要があるのか。

A４：商品ごとに申請する必要があります。ただし、複数の種類の野菜又は果物を同じ方法で生産する場合は、種類を明記して一括申請して構いません。（例：一の事業所が一か所の農家からトマトとなすの収穫作業を受託して生産した場合、トマトとなすについての応援マーク使用申請を一括で（１枚の申請書で）行うことができます。）

Q５：農林水産省の認証（ノウフクJAS）とどう違うのか。

A５：岩手県農福連携応援マークもノウフクJASも、農福連携の普及啓発を目的としているものですが、ノウフクJASは、国が決定した第三者認証機関に申請して認証を受けるもので、認証の基準には、生産行程管理者の責務として生産工程等に係る内部規程の整備、出荷等に係る記録の作成・管理等、遵守すべき事項が詳細に定められています。

　　岩手県農福連携応援マークは、事業所が農林水産業者と連携して農福連携に取り組んでいる事実があれば、簡易な手続きで応援マークを使用することができることとしており、農福連携の取組を幅広く周知することが可能です。

Q６：応援マークはどのような手段で交付されるのか。

A６：初回においては、県で作成した応援マークのシールを一定枚数交付するとともに、マークの電子データを交付します。許諾を受けた事業所では、交付されたシールを商品に貼付する、電子データで交付されたマークで事業所においてシールを作成する、包装紙にマークを印字するなどして使用します。

Q７：応援マークを交付された商品について、当該商品の生産工程の一部を事業所に委託した農業者等が応援マークの使用することはできるか（例えば、農業者Aがリンゴの摘果をB事業所に委託して生産し、B事業所が当該リンゴについて農福連携応援マークの使用許諾を受けた場合、農業者Aが応援マークの入ったシールを作成して使用することはできるか。）

A７：応援マークの使用許諾を受けた商品に関しては、連携した事業者と農林水産業者の両方が応援マークを使用することができます。

Q８：応援マークを交付されるとどのようなメリットがあるのか。

A８：応援マークを通じて、県民の方々の障がい者への理解の促進や農福連携の取組を応援する機運の醸成に繋がることを期待しています。このため、県では、県政テレビ等の広報媒体、県ホームページ、県で開催する農福連携マルシェ等のイベントなどを活用して応援マークについて消費者に普及啓発を図っていきます。

Q９：応援マーク使用申請書において販売価格や販売場所などを記載し、変更があった場合にも届出が必要なのはなぜか。

A９：県では、消費者に農福連携について周知を図るため、応援マークを交付した商品について県のホームページで紹介していきたいと考えています。このため、商品に係る情報を申請書に記載いただくとともに、変更があった場合にも届出をしていただくものです。なお、応援マークの交付を受けている事業所が、別な商品に応援マークを使用しようとする場合は、新たに申請が必要です。

Q10：許諾された応援マークの使用を中止することとした場合、既に交付された応援マークを他の許諾を受けた商品に使用してもよいか。

A10：応援マークの使用を中止する場合は、許諾時に交付された応援マークのデータを破棄するとともに、シールに残部がある場合は返還してください。なお、同一の事業所において使用中止する商品以外にも応援マークの使用許諾を受けている商品がある場合は、返還の必要はありません。

Q11：応援マークは、許諾を受けたとき１回しかシールを交付されないのか。

A11：今年度は許諾時１回のみの交付としますので、不足する場合は事業所において交付された応援マークのデータを使用しシールの作成等を行っていただくようお願いします。来年度、県でシールを作成した場合は、許諾を受けた各事業所に追加で配付することとします。